（四）

年　　月　　日交付（　　年　　月　　日まで有効）

Issued on ：　　（Valid until：　　）

この船員手帳は、交付したときから 10 年間有効とする。

ただし、航海中にその期間が経過した場合には、その航海が終了するまで、なお有効とする。

This Pocket Ledger shall cease to be valid at the expiration of the term of 10 years from its issues, or when the bearer remains abroad, upon the bearer’s return to Japan after the lapse of the said term.

日本の国内法令に基づき、（三）に旧姓を記載することが認められている。

The former surname of the bearer may be stated in Table 3 under the national legislation of Japan.

第十六号書式第六表中「船長氏名」を「船長氏名（旧姓）」に、「Name of master」を「Name (Former surname) of master」に改め、同書式How to enter Table 6 and Table 7の項１中「However, when the master cannot enter their information because an unavoidable necessity arises, table 6 and 7 shall be enterd by the shipowner.」を削る。

第十六号の二書式第二表中記載心得６を記載心得７とし、記載心得１から記載心得５までを一つずつ繰り下げ、同表に記載心得１として次の記載心得を加える。

１　記載事項の証明を希望する船員手帳の第三表に旧姓が併記されている場合は、本様式の第一表の申請者氏名欄及び第二表の氏名欄に当該旧姓と同一の旧姓を併記すること。

第十六号の三書式記載心得２の次に次の記載心得を加える。

３　船員が旧姓併記を希望する場合は、氏と名の間に括弧を付した上で、旧姓を記載すること。